

道路休憩施設等整備基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月 4 日

1 目 的

本要領は、「東吾妻町プロポーザル実施要綱」（平成 18 年 5 月 10 日告示第 145 号）に基づき東吾妻町が実施する道路休憩施設等整備基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）にあたり、本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

（1）業 務 名

道路休憩施設等整備基本計画策定業務委託

（2）目 的

東吾妻町植栗地区に整備を予定している道路休憩施設等について、地域課題や周辺状況に対応し、住民意向や利用者ニーズに沿った整備を計画的、総合的に推進する基本計画の策定を目的とする。

（3）業 務 内 容

別紙「道路休憩施設等整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

（4）履 行 期 間（予定）

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

（5）整備候補地

東吾妻町大字植栗

（6）業務上限額

19,074,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 本業務実施上の留意事項

本プロポーザルにおける企画提案は、契約候補者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、策定業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な策定作業については、策定後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議のうえ実施するものとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、「東吾妻町プロポーザル実施要綱」に定める参加資格要件等を満たす者であって、あわせて次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、個人での応募は認めない。

- (1) 東吾妻町の入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有するものが極端に少ない場合、又はいない場合において入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求めるときは、審査委員会で定めた当該事業における参加資格を有するものとする。
- (2) 群馬県内に本社、支営業所又はこれに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて発注者を訪問可能なこと。
- (3) 企画提案書提出までの間に、東吾妻町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年東吾妻町告示第 26 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する厚生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店又は営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体発注の同種、類似業務のいずれかについて元請として業務完了又は業務完了実績を有する者であり、本業務を的確に遂行するための専門技術者を配置できる体制を有すること。なお、本業務における同種、類似業務とは、次のとおりとする。

【同種業務】道の駅の基本計画に関する業務

【類似業務】道の駅の整備に関する業務

- (9) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本町との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。

6 選定スケジュール（予定）

No.	内 容	期日・期間	備 考
1	募集開始 参加表明・企画提案に関する質問 受付期間	令和8年8月4日	
2	参加表明書の提出期日	令和8年8月17日 午後4時まで	郵送・持参のいずれかにより提出してください
3	企画提案等に関する質問受付	令和8年8月17日 午後4時まで	電子メールにて提出してください
4	企画提案等に関する質問回答	令和8年8月26日 まで回答	町 HP に掲載します
5	企画提案書提出要望者 選定結果通知	令和8年9月3日 ※予定	プレゼンテーション・審査会日程等を後日郵送にて通知します。
6	企画提案書等の提出期日	令和8年9月18日 午後4時まで	郵送・持参のいずれかにより提出してください
7	プレゼンテーション・審査会	令和8年9月30日 ※予定	
8	企画提案書 特定結果通知	令和8年10月5日 ※予定	
9	契約予定日	令和8年10月9日 ※予定	

7 質問の受付及び回答

（1）提出期限及び回答日

それぞれの質問受付期限、回答期日は「6 選定スケジュール（予定）」のとおり。

（2）提出方法

質問票（別紙1）を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

（3）提出先

「14 提出・問い合わせ先」参照

（4）回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、町ホームページにおいて公表する。

8 参加表明書等提出について

以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期日までに提出すること。

(1) 参加表明書等提出書類

No.	提出書類	備考
1	参加表明書	別紙 2
2	事業者概要書	別紙 3
3	受注実績調書	別紙 4（同種又は類似業務の実績）
4	業務実施体制表	別紙 6
5	配置予定 管理（主任）技術者経歴書	別紙 7

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 4 日（火）～ 令和 8 年 8 月 17 日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前 9 時～午後 4 時までとする。

(3) 提出方法及び提出先

- ① 提出書類は、A4 サイズで提出すること。なお、添付資料等で A3 サイズのものが生じる場合は、A4 サイズに Z 折りにして折り込み、正本 1 部、副本 7 部（副本は複写でも可）を提出すること。
- ② 「14 提出・問い合わせ先」へ持参または郵送すること。郵送の場合は、追跡記録郵便物（特定記録郵便等）とし、提出期限内必着とする。

(4) 辞退等について

参加表明書等の書類を提出後に辞退する場合は、参加表明辞退書（別紙 5）を提出すること。

9 企画提案書等提出について（企画提案書提出要請者）

以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期日までに提出すること。

(1) 企画提案書等提出書類

No.	提出書類	備考
1	応募申請書	・ 別紙 8
2	企画提案書	・ 任意様式 ・ 仕様書の内容を踏まえながら、以下の点に留意した上で実現可能な提案をすること。 ① 本町の特徴及び高規格道路 I C に近接する立地を生かした独自の取り組みや管理運営

		の可能性について ② 基本計画策定における課題及びその解決手法について ③ 各調査検討事項（特に施設整備・維持管理・運営手法の件）に対する具体的な手法について ④ その他提案事項
3	業務工程表・作業フロー	・任意様式
4	見積書	・業務項目ごとの内訳を詳細に記載すること。 ・消費税及び地方消費税を含むこと。 ・任意様式

（２）提出期限

令和８年９月３日（木）～ 令和８年９月１８日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前９時～午後４時までとする。

（３）提出方法及び提出先

- ① 提出書類は、A4 サイズで提出すること。なお、添付資料等で A3 サイズのものが生じる場合は、A4 サイズに Z 折りにして折り込み、正本１部、副本７部（副本は複写でも可）を提出すること。企画提案書の枚数制限は設けないが、プレゼンテーションの時間内で説明できる程度のボリュームとすること。
- ② 「１４ 提出・問い合わせ先」へ持参または郵送すること。郵送の場合は、追跡記録郵便物（特定記録郵便等）とし、提出期限内必着とする。

（４）辞退等について

企画提案書等の書類を提出後に辞退する場合は、応募辞退書（別紙 9）を提出すること。

１０ 審査

企画提案書の審査は、「道路休憩施設等整備基本計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

（１）一次審査 書類審査

① 審査方法

参加表明書等提出書類を基に書類審査を行い、総合的に判断して二次審査に進む者を３者～５者程度決定する。なお、参加表明者が３者以下の場合においては、一次審査は実施しない。

② 審査結果の通知及び公表

一次審査の結果は、令和８年９月３日（木）午後５時までに、東吾妻町ホームページに掲載する。また、参加表明者すべてに電子メールで通知し、あわせて郵送で別

途通知する。

(2) 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査によって選定された企画提案者に対して、プレゼンテーション及びヒアリング審査により選考を行う。

① 実施日時及び実施場所

令和8年9月30日(水) ※時間等詳細については、後日、別途通知する。

場所 東吾妻町役場 3階 301会議室

② 審査の進め方

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

③ プレゼンテーションに係る留意事項

- ・プレゼンテーションは、原則として配置予定の管理(主任)技術者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の者も可とする。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容とし、業務実績、配置予定管理(主任)技術者等の業務体制について説明する。なお、追加資料は認めない。

④ 審査方法

委員会の各委員が審査基準に従って評価した点数を集計後、評価点の6割以上を得た企画提案者を合格とし、最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高点を得た者が複数いる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

⑤ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年10月5日(月)午後5時までに、東吾妻町ホームページに掲載する。また、企画提案者すべてに電子メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

(3) 審査基準

① 業務実績及び業務実施体制(一次審査)

- ・国又は地方公共団体から受託した同種、類似業務の企業実績(最大5件)
 - ・業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか
 - ・配置予定の管理(主任)技術者の有する資格
 - ・配置予定の管理(主任)技術者が受託した業務の実績
- ※一次審査で算出した評価点は二次審査に加算されない。

② 企画提案に対する評価(二次審査)

- ・業務の目的、条件、内容等を理解しているか
- ・仕様書に示す内容に加え、道の駅の魅力向上や地域活性化、利用者利便性向上等につながる付加価値のある提案がなされているか
- ・実現可能性が高い内容になっているか。また、その裏付けとなる進捗管理、リス

- ク対応、関連機関との調整等の方法が明確で、実施体制が整っているか
- ・業務における課題等を明確にし、それらの対応について論理的に整理されているか
- ・会議開催や関係機関との調整等、事務支援の方針について

③ 提案価格（二次審査）

- ・見積もりの妥当性や見積額

1 1 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- (2) 参考見積書の金額が業務上限額を超過している場合（消費税及び地方消費税含む。）
- (3) 提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- (4) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (5) 契約締結日までに、5に記載の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 2 契約に関する事項

- (1) 契約候補者選定後は、東吾妻町財務規則に定める随意契約の手続きにより、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。
- (2) 失格又はその他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

1 3 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。また、提出した書類に記載した技術者は変更できないものとする。ただし、配置予定管理（主任）技術者については、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、かつ東吾妻町の了解を得なければならない。
- (5) 提出された企画提案書等は本プロポーザル及び審査委員会以外で提出者に無断で使用しないものとする。ただし、選考の公平性・透明性・客観性を期するために複写等を使用することができるものとする。
- (6) 電子メールの不着等の通知事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 本プロポーザルにおける提案は、基本的な考え方や業務への取組み等に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、優先交渉権者等を選

定するために求めるものである。企画提案は、業者選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではないものとする。

- (8) 本要領に規定されてない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定するものとする。

1 4 提出・問い合わせ先

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町原町 1046 番地

東吾妻町役場 建設課 都市計画係

担当：片貝、武藤、町田

電話：0279-68-2111 FAX：0279-68-4900

E-mail：ke-toshikei@town.higashiagatsuma.gunma.jp